

保護者 殿

岡山県立笠岡商業高等学校

## 出席停止について

学校保健安全法第19条により、出席停止を指示いたします。ただし、この期間中は欠席にはなりませんので、治療に専念してください。なお、治って登校する時には、下記の治癒証明書を学校に提出してください。

### 《出席停止期間のめやす》

第一種	エボラ出血熱・クリミア・コンゴ出血熱 痘そう・南米出血熱・ペスト・ラッサ熱 マールブルグ病・急性灰白髄炎・ジフテリア 重症性呼吸器症候群（SARSコロナウイルス） 鳥インフルエンザ	治癒するまで（入院治療）
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふく風邪）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退後2日を経過するまで
第三種	結核	病状により医師が伝染の恐れがないと認めるまで
	腸間出血性大腸菌感染症・コレラ 細菌性赤痢・流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎。腸チフス・パラチフス その他の感染症	病状により医師が感染の恐れがないと認めるまで

※出席停止の期間はおよその基準が定められていますが、感染のおそれがないと医師が判断した場合は登校できます。

※感染を防止するために、出席停止期間中は、外出や友人との接触は避けてください。

キリトリ線

## 治癒証明書

保護者 殿

岡山県立笠岡商業高等学校

年 組 番 氏名

病 名	
出席停止期間	月 日 ～ 月 日
付 記	

上記のとおり、診断します。

平成 年 月 日

医師氏名

印